

第2回政治分野のハラスメント防止研修教材検討会
（「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会）
議事録

- 1 日時：令和4年2月18日（金）14時30分～16時01分
- 2 場所：中央合同庁舎8号館 6階 623会議室
（オンライン開催）
- 3 出席者：

座長	大山 礼子	駒澤大学法学部教授
構成員	太田 雅幸	太田雅幸法律事務所弁護士
	同 小田 理恵子	一般社団法人官民共創未来コンソーシアム代表理事
	同 中北 浩爾	一橋大学大学院社会学研究科教授
	同 濱田 真里	お茶の水女子大学ジェンダー研究所東アジアにおけるジェンダーと政治研究チーム共同研究者
	同 福田 将己	全国市議会議長会政務第一部部長
	同 三浦 まり	上智大学法学部教授
内閣府	野田 聖子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
	同 林 伴子	男女共同参画局長
	同 吉住 啓作	大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
	同 花咲 恵乃	男女共同参画局推進課長
	同 須藤 圭亮	男女共同参画局推進課積極措置政策調整官
- 4 議事次第：
 - 1 政治分野におけるハラスメント防止研修教材の構成（案）について
 - 2 地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集（案）について
- 5 配布資料：

資料1	政治分野におけるハラスメント防止研修教材の構成（案）
資料2	地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集（案）

○大山座長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりまして、皆さんいらっしゃるということなので、第2回「『令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材』等の作成に関する検討会」を開催いたします。

なお、今日は、柳原構成員が御用があつて途中から御参加ということで伺っております。

また、野田大臣も御出席くださることになってはいますが、こちらも公務の御都合で少々遅れての御出席ということですので、見えたら御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、まず事務局の方から政治分野におけるハラスメント防止教材の構成案と取組事例集の案についてそれぞれ御説明をいただきまして、それから御議論いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○須藤調整官 ありがとうございます。事務局の積極措置政策調整官の須藤と申します。

私から資料1、資料2について御説明をさせていただきます。

まず資料1です。

政治分野のハラスメント防止研修教材につきましては、本年春頃までに動画の形で作るということにしておりまして、本日、取りまとめに向けた御議論をお願いいたします。

資料1につきましては、先月の第1回の検討会の議論を終えまして、動画教材を作成するに当たっての構成案をまとめたところでございます。

まず1番、動画教材を作成するに当たっての狙いについて3点挙げております。

1つ目、ハラスメントの形態、表にあらわれるものだけではなくて、ハラスメントが発生する背景となる動機、人間関係、権力関係等を含めて描く。どのような状況でハラスメントが生じやすいのかをストーリー仕立てにして紹介するというところでございます。

2つ目、無意識に、意図せずにハラスメントを行うという層に、具体的にどのような行為がハラスメントになり得るのかというケースについての気づきの機会を提供するというところでございます。

3つ目、ハラスメントによって生ずる不利益、ハラスメントをする側、される側、双方に不利益があるということ。そして、当事者のみならず、社会にとっても大きな損失を生じさせかねないものということを考えるきっかけを提供するものでございます。

2番、プロット案でございます。

まず、冒頭に導入としてナレーションを入れることで、ハラスメントについての基本認識を示すということでもあります。人格や尊厳を侵す人権の問題ということ、そして、ハラスメントの加害者は刑事上、民事上の責任を問われる場合もある。そして、その組織についても信用が失墜し、評判を貶める場合もあるということ。

そして、昨年度に内閣府において実施した調査の結果、実際に議員活動や選挙活動においてハラスメントを受けたと回答した割合が回答者全体の42.3%。特に女性では57.6%にも及ぶというデータを紹介した上で、政治分野の男女共同参画を進める上ではハラスメントの防止に係る取組は喫緊の課題だということを示す構成にしております。

2 ページです。

ここからは事例紹介と解説となります。

今回、ハラスメントが生じやすい状況、人間関係等も含めてストーリーとして描くということで、登場人物のプロフィール、キャラクター設定をしているところであります。その内容はここに記載のとおりでございますが、要すれば、ハラスメントを受けてしまう側としてA、Bが登場する。一方で、ハラスメントをする側としてC、D、Eの登場人物を設定しているところでございます。

昨年10～11月に内閣府男女共同参画局で地方議員を対象に実施した事例調査において寄せられた事例を基に、個人情報特定されないよう配慮しつつ、今回、7つの事例を作成しています。

その際、単なる事例の羅列とならないよう、2つの工夫をしております。

1つ目は、問題点の明確化という観点から、各事例において、ハラスメントを行った側にその意図について独白の形で話をさせた上で問題点を適示するという形をとっております。

2つ目は、ハラスメントを受けた側に、具体的にどのような行為を、どのように受け止め、どのような悪影響があったのか。また、ハラスメントの被害者にとっては、必ずしもそれを明確に拒否することができない場合も多くあるところですが、なぜ断り切れなかったのか、我慢せざるを得なかったのかといった心の動きもしっかり描くということで、それぞれの事例において被害を受けた側の受け止めに独白の形で入れるという構成にしております。その上で客観的な解説を入れるということにしております。

3 ページです。

3 ページから14ページまで、全体をストーリーにして、7つの事例を紹介しております。そして、事例1から7の個々の事例については、各構成員の皆様に事前にご覧いただいておりますし、時間の制約もございますので、一つ一つの説明は割愛させていただきますが、本日の検討会では、各事例の内容、紹介の仕方、全体のバランスを含め、様々な観点から御議論をいただきたいと思っております。

15 ページです。

3番、動画の作成についてということで、今回、利用する目的に応じて使用しやすいものにするという観点で、全体のストーリーを通して見ることができるという形と、各事例ごとに検索して再生できる形の2パターンを作成することにしております。

資料1の説明は以上でございます。

資料2をご覧ください。

2 ページ目です。

前回の検討会においてお示したのものからの更新事項が2点ございます。

1点目が、前回の検討会の議論の中で、女性リーダーの育成に関する取組をもっと入れるべきとの御意見をいただきまして、今回、1番の人材育成に関する取組に⑦の徳島県の

取組と⑨福岡県久留米市の取組を追加してございます。

具体的には11ページです。

とくしまフューチャーアカデミーということで、政策・方針決定過程への女性・若者の参画機会のさらなる拡大を図るために、女性活躍を推進する研修を実施している。そして、この受講修了者を人材活用バンクに登録をして、県の審議会委員や企業・市町村等へ女性活躍アドバイザー等として派遣するといった、受講修了者が活躍できる機会の提供も含めて取り組んでいるということでございます。

それから、13ページです。

福岡県久留米市の取組です。まず、政策方針決定の過程に女性の意見が十分に反映されていないという現状を踏まえて、非常に幅広いテーマで女性のための政策参画講座を実施しているという事例であります。教育、女性活躍、防災、まちづくり、子育て支援といった幅広いテーマで取り組んでいるということでございます。

それから、更新事項2点目については、全体についてです。各取組についてのデータの更新や、取組の様子が分かる写真を掲載しております。現在、それぞれの取組を実施している自治体、議会の御協力もいただきながら、作成、編集作業を進めてきているところでございますが、本日の検討会においては、前回の続きで、全体の構成、個々の事例等について御意見をいただきたいと考えております。その上で、本日いただいた御意見を踏まえ、引き続き作成、編集作業を進め、本年春頃の完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大山座長 ありがとうございます。

それでは、まず前半の方で、最初に御説明いただきましたハラスメント防止研修教材の構成案について、いろいろと意見交換をしてまいりたいと思います。

既にいただいた御意見は組み込んであるということですが、なお何か御意見があったら自由におっしゃっていただきたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

○須藤調整官 よろしいでしょうか。

つい先ほど、遅れて4時ぐらいの参加の予定ですが、柳原構成員から意見の言づてを承っております。そちらを事務局から代わりに御紹介させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○大山座長 分かりました。

○須藤調整官 柳原構成員から3点御意見を伺っております。

1点目、事例2について、女性議員だけにお茶を入れさせるということは固定的性別役割分担意識に基づく行為としておりますが、「女に政治は難しい」という発言も当該行為に該当するので、解説に加えた方がいいということ。

2点目、事例4について、解説で「冗談のつもり」「からかい」とあるが、これは行為

者の気持ちである。「その場合、いじめと何ら変わらない」の記載について、「その場合」を削った方が強く伝えられるのではないか。

3点目、事例5について、パワハラ（個の侵害）と書いているが、これだけではなく、民法上の問題も出てくるはず、弁護士の方にぜひ意見を聞いてお考えいただきたい。

この3点の意見でございます。以上でございます。

○大山座長 ありがとうございます。

○林局長 ちょうど今、野田大臣が参りました。

○大山座長 それでは、大臣が到着されましたので、プレスの方も御入室をお願いいたします。

（報道関係者入室）

○大山座長 では、お忙しいところ、ありがとうございます。野田大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○野田大臣 改めまして、皆様、こんにちは。

今日は2回目ですか。研修教材の作成に関する検討会ということで、どうもありがとうございます。

今日、ちょうど予算委員会がありまして、出たり入ったりなので、オンタイムに出席できず、またこの後質問が当たっているので早々に離席することをお許しいただきたいと思います。

今日議論していただいている政治分野のハラスメント防止研修教材は、少し前に林局長と担当の皆さんとでどんな感じかというプランを見せていただきました。これは、昨年内閣府で実施した調査で、議員活動とか立候補者としてやりづらかったと。それが何となくきっかけとなって、もう一回候補者になるのは嫌だな、また、議員でいるのは嫌だなということになるので、それをなくしていこうという中での教材はどんなものかという道標なのだと思います。

実際に私も中身をじっくり拝見させていただきました。当事者として苦々しい思い出がたくさんよみがえってきて、齢60を超えた今は何とか耐えられることもあるかもしれませんが、当時の私は20代、30代だったので、本当にこの歳になっても、何十年たっても忘れない非常な屈辱とかをいまだに背負っていることを改めて感じたところです。

とはいえ、座長をはじめ、皆様方、専門性の高い方だけで御理解いただくようなものではなく、むしろそれがハラスメントだと分かっていない方々に、これもそうなのだとしっかり分かっていただけるような有権者ハラスメント、または同僚議員のハラスメントをしっかりとこの教材の中でお伝えしたく、割とべたなというか、私からもうちょっと分からない人向けに作りましょうみたいな話も随分させていただきましたので、専門家の先生方には若干物足りないことがあるかもしれませんが、やはりハラスメントする側、しない側、これは特に議員においては男女問わずです。それによってせっかく選んでいただいた大事な議席を失うことがないように、親心ということで、最後まで皆さんと共に取り組んでい

ければと思っています。

それ以外にも、様々な数値目標やいろいろな諸外国の取組などをしっかり推進のために取り組んでいければと思っています。これはたしか春頃、もうすぐですね。春に教材を完成させていただくということになっていきますので、お忙しい皆さんには大変なことだと思いますけれども、これからの女性のためというよりも、バランスのとれた政治をつくることで、今の国が抱えているいろいろな不安、とりわけ少子化による人口減少などに打ち勝つ新しいプラットフォームづくりなのだと思われたい、お力添えをいただきたいと思っています。

これは楽しいものができるというものではないのですけれども、やはり多くの人たちが「あ、そうなんだ」と思ってくれるような教材を作っていただければと思っています。どうぞよろしくお祈りします。ありがとうございました。

○大山座長 大臣、ありがとうございます。

それでは、プレス関係の方々はこちらで御退出ということになるようですので、よろしくお祈りいたします。

(報道関係者退室)

○大山座長 では、引き続き意見交換ということにいたしたいと思っておりますけれども、本当に私も20代、30代のときはまだセクハラという言葉もなかったものであれですが、皆さんからいろいろ御意見を伺ってよりよいものにしていただきたいと思います。

三浦構成員、まずお願いします。

○三浦構成員 ありがとうございます。

野田大臣からも力強いお言葉はありましたように、非常に画期的な研修動画になるのではないかなと私も期待しています。

いろいろなコメントも反映していただいて、修正案を作っていただいてありがとうございました。

追加で何点かあるのですけれども、大きなところで言いますと、やはりハラスメントがこんなにひどいことであるということをお伝えしていく。これが目的だと思っています。なので、ストーリー仕立てになっていて、それは非常にいいと思うのですけれども、若干気になる点は、これは何々類型のハラスメントに当たりますという説明がそれなりに多く含まれている点です。法的に定義されているハラスメントはハラスメントの中の一部でしかありませんので、これは裁判になったときに非常に重要になってくるものです。法的にはまだ入っていないのだけれどもハラスメントになるものがあって、さらにまたグレーゾーンがあるということになりますから、いざなつたときにハラスメントかどうか争うことが目的ではなくて、広い意味でのハラスメント全般を防ぐための研修と考えますと、どれがハラスメントに合うかということとは比重からいうと二次的なものではないかと思っております。

大学でもこういうハラスメント研修に関わっているのですけれども、これが何々ハラスメントですよという類型から入ると、聞く耳を持たない人が一定数いるということを実感

しています。もちろん行政としてはどこに根拠があるのかを示さなければなりませんので、それはホームページや副教材的に作って、ビデオではもうちょっと流れるように、行為、加害者側の言い分、被害者の側の言い分、解説で問題であるという点を指摘すれば十分ではないかなと考えます。

ハラスメントの場合には2つポイントを伝える必要があるのですが、一つは優越的な地位関係を濫用しているという点です。そこをもう少し解説のところでも書かれたらいいのではないかなと思います。

例えば事例2などでは優越的な関係というのが同じ会派の先輩と後輩だと書かれていて、会派に限らずベテラン議員からとか、地方議会の場合は会派がないところもありますから、これは会派の中だから先輩後輩があるということではないと思うのです。なので、もう少し広くって優越関係の濫用であるということを示す。2番目はその概略です。どれだけの苦痛をもたらしているのか。今、大臣が屈辱という言葉を使われましたけれども、解説でもそういった言葉を選択するのがよいのではないかと思います。今は「不快」と書かれていて、不快だと、加害者側からしたら、不快なことは世の中にいっぱいありますから、満員電車に乗っただけでも不快ですから、あまり伝わらないと思うのです。それがどれだけ苦痛であるのか、また、場合によっては恐怖であるのか、そして、屈辱であるのか、幾つかのもう少し強い言葉を選択することによって、加害者に被害者がどういうふうに思っているのかということをよりの確に伝えられるのではないかと思います。

最後に、もう少し明るい終わり方で希望を見せるということがあってもいいのではないかなと思います。Aさんは重度の鬱になって入院、Bさんは議員辞職というエンディングなのですけれども、これは被害者の方も見ると思います。私は2期目を続けられなかった議員の調査にメディアの方と一緒に関わったのですけれども、相当数がメンタルを理由に2期目に続いていないのです。音信不通になって、メディアの方が探そうとしても連絡が取れないという状況もかなりありました。そういった方が見たときに、トリガーワーニングがありますけれども、ちょっと生々し過ぎる。生々しいのはいいのですけれども、こういう終わり方ではなくて、むしろ先輩の女性議員、Dさんに相談をして、Dさんもはたと気づいて、今までセクハラを見逃してきた自分もよくなかったのかなと。若い世代に同じような思いをさせてはいけないからと言って、Dさんがそこで改心をして、Aさんと一緒になって、いや、これはよくないからと言って、ボスに会いにいったら、それでボスが謝罪をするなど、希望に満ちるといえるか、打開策もあるのだということが最後にメッセージにあった方が、被害者から見ても見ていてつらくないのではないかなと思いました。

以上です。

○大山座長 大臣、お願いします。

○野田大臣 確かに最後暗く終わるのは、アカデミー賞とか考えさせる映画ならいいのでしょうけれども、私たちはやはりエンライトメントしていただかなくてはいけないので、今、三浦先生がおっしゃった中で、女性が気づかないというか、議員は一国一城の主だから

ら、あまりお互いが相談し合うという関係ではないのです。だから、そうやって傷付けられた男性なり女性が、女性なら女性の先輩議員のところに行って、こんなことがありました。それは駄目だから私が叱ってやると言うみたいな少しコミカルな、要は、人に頼るといこと、議員も孤独・孤立もそうなのですからけれども、それは自分一人で解決しないで相談するといことが大事だけれども、その女性が謝る必要はないと思うのです。私も気づかなかったわとい必要はなく、私自身もそれを入れてしまうとちょっとやりづらいなという感じがあるから、誰かに相談しようと。そこで、その人に頼んじゃえと。優越性とおっしゃいましたよね。だから、おじさんよりも優越的な女性とか、そういう人たちを逆に利用するとい言い方は悪いけれども、そういうことで乗り切ろうみたいなこともありかなとは思いました。

屈辱というのは非常に大切ですね。不快といのはちょっと軽いです。我慢しろといわれてしまうから。でも、屈辱といのは尊厳を踏みにじられることだから、ずっと残る話なのです。私はそういうことを言った人は全部顔を覚えています。だから、屈辱といのはそういう重みなのだと思います。だから、それはすごく参考になりました。ありがとうございます。

○大山座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○三浦構成員 1点いいですか。

謝罪するのはCさんです。ベテランの男性が最終的に何らかの形でAさんに謝罪するといストーリーがあるといかなと思いました。細かい修正です。

○大山座長 よろしいですか。ほかの方、どうでしょうか。今、大臣と三浦さんから非常に示唆に富む御意見をいただいて、あまりに真っ暗だけだと気も生まないので、もう少しエンディングは考えてもいいかと思ひます。それから、時間が限られているビデオなので、学術的といか類型みたいな話は軽くでいいと私も思ひます。

ほかの方、いかがでしょうか。

中北構成員、前回いらっしやらなかったの、ぜひよろしくお願ひします。

○中北構成員 皆さん、お久しぶりです。よろしくお願ひいたします。

前回、スケジュールが合わずに出席できず、申し訳ございませんでした。

この教材を拝見して、よくできているなといのが第一感想なのですが、私の理解不足なのかもしれないのですが、全体として、今回のこの研修の教材といのはハラスメント一般なのか、政治分野の男女共同参画、特に女性が少ないとい障壁に関する教材なのか、そこが私はよく理解できていなくて、資料1のタイトルは「政治分野におけるハラスメント防止研修教材の構成（案）」となっていて、つまり、ハラスメント一般についてこんな事例があつて、やめましようよとい形になつていて、具体的に言つと5と7、7は一部セクハラ的なことも入つていますが、要は、男性議員に対する一般的なハラスメントとい形で構成されている。5もそれに近いようなものでございます。

ただ、私の理解だと、ここへ参画させていただいた背景は、この教材を作るというのは、候補者男女均等法が昨年改正されて、女性が少ない中に、特に女性議員あるいは候補者に対するハラスメントがある。これを防止していくことが政治分野における女性活躍に資するというので、こういう教材を作ろうというふうに私は理解していたのですけれども、一般的なハラスメントにフォーカスが当たってしまう。もちろんそれがけしからんというのは確かです。ただ、ちょっと薄まってしまうのではないかなと思います。

あと、ほかのやり取りを聞いていると、男性もハラスメントを受けているのだよみたいな声があって、こういう話を載せたというような話も耳にしましたので、この点、ハラスメント一般についての教材なのか、女性議員とか候補者を増やすための教材なのか。この点について明確に、これは座長なのか、林局長なのか、野田大臣なのかは分からないのですけれども、この点について質問させていただければと思っております。

○大山座長 ありがとうございます。

ここは悩ましいところですね。セクハラもほかのハラスメントと絡まっていることも多いし、それから、セクハラだけにしてしまうと、女性だけのことだから関係ないよみたいに思う人もいたり、それが悩ましいところだと思うのですけれども、ほかの方、御意見はいかがでしょうか。ぜひ議論を深めていただきたいと思います。

あるいは、林局長から何かあれば。

○林局長 ありがとうございます。

中北先生がおっしゃるとおり、このハラスメント教材を作るきっかけになったのは、まさに政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正があったからでありまして、その中にハラスメントが女性の政治参画の大きな障壁になっているということから、政府としても研修教材を作って、それを各地方議会で使っていただくということで、ハラスメントをなくしていこうというところから始まっております。

議論していく中で、ハラスメントを受けているのは、女性もそうですが、実は例えば若い男性議員なども大変受けていると言うことで、女性ばかりということになると幅広く地方議会の研修で使っていただけないのではないかとということもありますし、できるだけ多くの方にこれは大変な問題だということを知っていただくためには女性ばかりにしない方がいいのではないかとということから、男性を被害者とするハラスメントについても加えたということでもあります。ただ、メインのメジャーなところは、やはり女性へのセクハラ、マタハラが多いという理解でおります。

○大山座長 ありがとうございます。

野田大臣、あまりお時間がないみたいなのですが、何かございましたらよろしくお願いします。

○野田大臣 今の御指摘は、私もいつもジレンマなのです。男女共同参画という字も「男」から始まっているぐらいで、女性政策なのだけれども、男女共同参画も「男」から始まるというも林さんにぼやいているのですけれども、ただ、現実の問題、今日は議長会の方も

いらしているのかな。9割男ですから、この教材を見て共鳴していただくためには、女性だけで切り取ってしまうと、俺は関係ないみたいなことが度々あったので、ハラスメントが基本的に女性の候補者を減らしている、女性がそうやって精神的にあれしてしまうけれども、実はこれは女性だけの問題ではなくて、男性にも精神的に痛めつけられている人もいるという男が底流で人ごとではないように思ってもらいたいという配慮をしてあるのだと思います。

だから、そういう意味では、色が薄まる感じですけども、現実に教材配ったときに、議会事務局とか議会で見てくれるようなことも、女性議員はいませんから、むしろハラスメント側の方に見ていただく中で、これは女のことでないかと切り捨てられるよりは、男性議員にも共通の問題だったなという意識改革ができればありがたいなと。ある意味、ずるい気持ちもちょっと入っていますけれども、むしろ女性だけにしてしまうと見てくれないと思うのです。少なくとも男性議員たちは何となくいい、いいという感じになってしまうので、共通の問題なのだよねと。これは被害を受けている人たちのためのものでありながら、実は加害者が今後そういうことでキャリアを棒に振らないための学びの場でもあるので、むしろ加害者の方が多いのかもしれない。そういうものもしっかり見ていただければという感じはいたしました。

確かに欲張るとどうしても色が薄くなるのはやむを得ないかなと。ただ、私も現場で見えて、若い男性議員たちがハラスメントを受けているのはしょっちゅう見るので、彼らも救いたいなと母心みたいなものがあるって、甘くしてしまいました。そこは御指摘のとおりだと思います。

○大山座長 ありがとうございます。

教材を使われる側の福田構成員、いかがですか。

○福田構成員 ありがとうございます。

私は議会の魅力ある観点からハラスメントをなくしていただいて、なり手不足の解消に少しでも向けていただけたらすごく助かるなと思っております。それを参考にさせていただいて、若い人、女性にどんどん議会に興味を持っていただくという観点が必要かなと思っています。なので、この教材をどんどん参考にさせていただいて、入りやすい環境をつくっていただけたらいいなと思っております。期待しております。どうもありがとうございます。

○大山座長 ありがとうございます。

中北構成員、どうですか。

○中北構成員 戦術的にはそういう形の方が利用しやすいということについては理解できたということです。ただ、こういう話をすると、男もつらいよみたいな話が出てきて非常に薄まることについては、私は極めて強い危惧を持っております。結果的に確かに若手の男性議員もハラスメントを受けているということはあるかもしれませんが、男性はこれだけ入ってきているわけなので、女性の方にはるかに高い障壁があって、今回の法改正

はそこをターゲットとしたものだ。戦術的にあるとは思いますが、女性をメインに据えて、女性を増やしていこうという基本線は決して薄めないでいただきたいというのがお願いでございます。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

三浦構成員、どうぞ。

○三浦構成員 中北さんのおっしゃったことは非常に重要な点だと思うのですが、そこは少し内容で工夫ができるところがあるかなと思いました。男女ともにハラスメントは受けるけれども、女性が受けたときに非常に深刻な政治参画の阻害要因になっている。男性は、受けたとしても通常どおり政治活動ができる場合が女性よりも多いという点があると思います。なので、例えば1番のときに、有権者からいろいろいやらしく抱きつかれたり触られたりというところで、Aさんは断れなかったというだけなのですけれども、その後、それだけではなくて、それこそ不快に思っただけではなくて、それが非常に恐怖になってしまうとか、またこんな目にあってはいけない、また同じ人に会ったら困るということで、演説会場の場所を制限することになったり、街頭演説の告知はしないようにするとか、男性だと恐怖に思わないので、嫌だったとしても恐怖にはならないですから、通常どおり政治活動ができるのですが、女性はできなくなる。非常に深刻な不利益を受けているという形で男女の違いを示唆するということができると思います。

また、最後、Bさんは辞めてしまうのですよね。だから、ここは辞めないストーリー、Aさんも希望がある終わり方にし、相談して、謝罪につながる。Bさんは辞職までいってしまうと、Aさんの方が強くて鬱になってしまったけれども、Bさんはハラスメントで辞めた話になってしまっているのが、事例がたくさんあればいいですが、男性も（ハラスメントを）受けるのですけれども、辞職まではいかない。女性はいってしまう、という違いがあると思いますから、ここも少し変えた方がリアリティーが出る上に、中北さんのポイントにも配慮できるのではないかなと思います。

○大山座長 ありがとうございます。

大臣、そろそろお時間みたいですけれども、最後に何かもう一言お願いできたらと思います。

○野田大臣 ありがとうございます。

自分の世界で、いろいろ自分の過去を振り返りながら、自分が受けた様々なハラスメント、それを相手との関係性など、いろいろ考えてきましたが、私が一番感じたのは、彼らがそれが人を傷つける行為だということをまだ分かっていない。そこから始めないと駄目なのかなという思いがよぎりました。

あと、ハラスメントの実態は暗いから見えないので、そこをあまりにハッピーにするのはどうか。やはり議員になることで家庭を失ったり、子供とのいろいろな問題を抱える女性も多いと思うので、そこら辺は事実としてそういった話があって、あまりハッピー

にしてしまうと、どうにかなるじゃないかみたいになるのもちょっと違うのかなと。やはり相当深刻なハラスメントを受けた女性の仲間たちがいるから、そこは生々しく現実に沿ってやりつつも、何か光明を別に見いだせないかなと。私も這いつくばってきた者なので、さわやかなソリューションというのが見えてこないのですけれども、そこは最後、もう少し唸りながら、希望につながるような、さはさりながら、非常にリアリティーのある事例、教材にしてはかなくてはいけないなということで、また御示唆をいただければありがたいと思います。

悩みながら予算委員会に行ってきます。ありがとうございます。短い時間ですみません。

○大山座長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(野田大臣退室)

○大山座長 野田大臣は本当に当事者としていろいろ経験されてきているので、御意見は多いかなと思いますけれども、最後の終わり方はもう少し考えた方がいいかもしれないですね。

それから、ビデオの時間が限られているので、どこに焦点を当てるかというのなかなか悩ましいところだと思うのですけれども、まだ御意見いただいていない方がたくさんおられますので、どなたからでも御自由にどうぞ。

では、太田構成員、どうぞ。

○太田構成員 ありがとうございます。

今おっしゃられたように、ビデオのターゲットと目的をはっきりさせないと、この辺のどういう方向に向けていくのかというのは難しい部分ではあるとは思いますが、深刻度でいうとかなり深刻なケースというのは結構ありまして、その辺りを見せていくのか、それとも、一旦は、今、例えば議会の中であまりそこの意識がなくハラスメントをしている議員さんに対して啓発をしていくのかによっても変わってくると思うのですが、今回のビデオは後者なのかなと理解をした上でお話しさせていただくと、個人的には、先ほど来の議論の中で男性なのか女性なのかという話があったと思うのですが、どうしても男女論にしてしまうとそちらに話が寄ってしまって、ハラスメントの話までいかないのです。これは様々な地方議員と話をしている中で、やはりそういう実態が現状あって、なので、女性のハラスメントの深刻さというところにフォーカスを当てようとして、女性というところに重点を置くと、男女の対立になってしまって、残念ながらハラスメントまで話がいけないというのが今の現実ですので、そのバランスをうまくとっていただきたいというのが一つございます。

もう一つが、今回ケースとして出てきている事例がございましたけれども、本当に理解のない方は全く理解がないので、このケースのみを世界の全てとってしまう可能性がございますので、もし可能であれば、今までアンケートの中で出てきたようなケースを見られるものはホームページの方にある程度類型化して、こういうものはハラスメントですよと

いう形で掲載していただけると非常によろしいのではないかなと思いました。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

ターゲットはやはり今の議員さんたちで、もうちょっと自覚してくださいということだと思えるのですが、今、太田構成員から御発言があったみたいに、こんなにいろいろほかにもありますみたいなことは最後に入れてもいいかもしれないです。それから、先ほど三浦構成員がおっしゃっていた、恐怖を感じて女性の方が辞めるようなところまで追い込まれるということも入れていただいたらいいかなと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、濱田構成員が先でしたね。

○濱田構成員 ありがとうございます。

私からは5点あるのですが、まず、三浦先生が先ほどおっしゃっていた男女の違いというところで、1点、私が話を伺っていてすごく思うのが、やはり量がかなり違うかなというところ。例えばオンラインハラスメントであったら、男性議員は1桁台だとしても、女性議員の場合は毎日など本当に大量に受けているという現状があったりすることと、街頭演説でも同様にやじとか罵倒されるなど、いろいろ男女関係なく受けていても量は女性議員の方が多という現状があるので、そういった違いは一つ挙げられるのかなと思いました。

あと、事例1は有権者からのハラスメント、街頭演説中の話だと思うのですが、やはり被害をなかなか言い出せないという女性議員がすごく多くて、そのときのキーワードとして本当によく出てくるのが、「公人なのだから我慢しないと」ということを、同僚議員からもですし、有権者からとか自分の支援者からも「公人なのだからこれぐらい我慢しな」みたいに言われてしまうというのが議員の方を苦しめる言葉としてよく聞くので、これがあるとリアルなのかなと思いました。

あとは、12ページの事例6のマタハラの場合で、言葉としてこれが駄目な理由という解説が書かれていると思うのですが、妊娠期間中や産前産後期間に無理をさせ強要することは、悪影響を及ぼす可能性があるという書かれ方をされていると思うのですが、労働基準法は議員に当てはまらないと思うのですが、一般的には産後6週間必ず休ませて、その後2週間は医師が認めれば就労可能ということで、産後8週は原則的に休みましょうということになっているというのが議員以外の世界だと一般的だと思うので、そういった書かれ方も一つありなのかなと思いました。今、産休系の活動をされている議員さんは、労働基準法ではこうなっているのだから議員でもそれを当てはめましょうというふうにいるいろいろな活動されているので、そこら辺もつながるのかなと思いました。

あと、最後の終わり方というところで何かないかなと私も考えていたのですが、近年、大きく変わったなど女性の議員さんがおっしゃっているのが、ハラスメントに遭っている、遭ったということと言えるようになったということ、言ってもいい空気が少しず

つ出てきたと皆さんおっしゃっていて、さっきの野田大臣のように、国会議員の方がそういう話をメディアでしてくださるようになったということが自分たち地方議員をすごくエンパワーメントしているみたいにおっしゃっていて、だから、私たちがハラスメントは実は個人の問題ではなくてすごく構造として存在していて、女性議員はその構造の中で受けやすいのですと言いやすくなったということがあったので、例えばですけれども、みんながハラスメントに遭ったということを隠さなくてもいいような、言えるというかちゃんとメディアで発信できるとか、そういう最近起つつあるムーブメントを映像の中で見せてもいいのかなと思いました。

以上になります。

○大山座長 ありがとうございます。

確かに同じように若い男性もハラスメントを受けるのでしょうかけれども、量、質が全然違うというのはおっしゃるとおりかと思うので、例えば選挙の期間中のやじみたいところで、男性のBさんでしたか。あの方が、僕も同じような目に遭うけれども、これはひど過ぎるとか、そんなことを言ってくれるといいかもしれないですね。

あとは、窓口があってどこかに訴えられるみたいな話は、本当は次に被害者側の啓発みたいなビデオを作ったらいいと私も思うのですけれども、その辺で考えていったらどうかなという気がしております。

太田構成員、お手が挙がっていましたが、よろしくお願いします。

○太田構成員 今の御発言とも関係するのですが、事例1のいわゆる票ハラスメントなのですが、これは結局最後まで読んでも伏線が回収されないまま終わってしまうと、性質上それはしょうがないとは思っています。有権者といういわゆる大衆の人々に対してどう規律を加えていくかというのはなかなか難しいものがあるので、このビデオの中で伏線という問題性を回収していくことはできないとしても、例えば内閣府でこういうビデオができました、その冒頭では票ハラスメントについてもその問題性が取り上げられていますみたいなことをマスコミで流してもらって、いろいろな人に見てもらおうというのが一つあるかなと。そんなふうにして有権者にもインプットしていくような工夫をした方が、このビデオ自体は有権者はあまり見る機会がないというか、宣伝しないと見ないと思うので、そういう工夫をされたらどうかなということです。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

だから、むしろ男性の議員がこれを見て啓発されて、自分の支持者にそういうことをやめてくださいと言うようになってくれれば本当にいいのですけれども、その辺を目指して頑張りたいという感じです。

小田構成員、手が挙がっていましたね。よろしくお願いします。

○小田構成員 ありがとうございます。

先ほどの深刻なケースの例で少しお話ししたいのですけれども、多分啓発ではなかなか

難しい部分があって、特に女性の先輩議員さんたちが言うのは、立候補者と新人議員が非常に危ないという話がございます。どういうことかといいますと、市民相談という形をとってとにかく個室に連れ込もうとするケースが非常に多いです。同伴者を伴ったとしても、議員1人でないと駄目だということで、例えばなのですけれども、そういうケースが非常に多くて、やはり事情を知らないでこの世界に入ってきた人だとその対処が分からないということで、本当に重大な事故が起こる前にそこをどうにかしてほしいと受けていますので、この教材の今後の話にはなると思うのですが、そういった場合にどういう対応をすればいいのかとか、ハラスメントを受けた側がどういうふうにしてそれを乗り切っていくかなど、対処の仕方の方についても今後まとめていただけて、どちらかに載せていただけると非常にありがたいなと思っております。

以上です。

○大山座長 全く同感でございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

では、三浦構成員、どうぞ。

○三浦構成員 男女の違いについては、せっかく内閣府の調査がありますので、ビデオで見せなくても、ビデオを載せるホームページに追加資料として表が出せると思うのです。男女で数がこれだけ違う、女性の方がより性的な形で遭うといった素材が既にありますので、それを入れたらいいのではないかなと思います。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。啓発された方、あるいはもともと意識の高い方だってもちろん男性にもいらっしゃるわけで、そういう方が探せばいろいろ資料が出てくるようにしておくといいかなという気がいたします。

さらに何かございませんでしょうか。どうでしょうか。

大体こんな感じですか。一往復していただいたので、かなり御意見も反映されていると思うのですけれども、また元に戻ってもいいということで、2番目の事例集の話を進めましょうか。

どうぞ。

○林局長 ありがとうございます。一言だけよろしいでしょうか。

動画が出来上がったときに、ホームページにアップし、さらにそれを一般の有権者にも見ていただけるようにするという事は私どももやってみたいと思います。

また、ほかのハラスメント事例なども併せて見られるように、また、三浦先生からありましたように、私どもの調査なども併せて見られるように、政治分野のハラスメントの対策について一つ、ホームページでも、そこに行けば何でも見られるというような発信の仕方をぜひ工夫してみたいと思います。

また、先生方からありました、逆にハラスメントを受けた側がどう対応するか、相談の話やどういうふうに対応していくかといったお話、上級編といたしますか、それについては、

別のものでもまた私どもも検討してみたいと思います。

今回は、まずは地方議員で全く気づいていない人たちをどう啓発するかというところにフォーカスしてしっかりやってみたいと思います。

本当にどうもありがとうございます。

○大山座長 ありがとうございます。

この間も、これをやり始めるという段階で既にメディアの報道もあったので、また取り上げられると思います。そうすると、有権者の方もこういうものがあるのかと思ってご覧になる。そういうふうには持っていけるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の事例集について皆さんの御意見をいただきたいと思うのですが、どなたからでも。

では、三浦構成員、どうぞ。

○三浦構成員 この事例集のハラスメント防止の取組なのですが、前回は相談窓口の第三者性をどうするかという議論がありました。今挙がっている防止のガイドラインや政治倫理条例などを見ますと、私は内閣府としてこれを推奨事例として取り上げるということは危険なものがあると思います。具体的には犬山市ですとか、浜田市もそうなのですが、議長に対して申請する窓口が1つしかないのです。議長が加害者かもしれない、あるいは議長と同じ会派のベテランの人が行為者だった場合は、被害者は窓口としてそこには持っていけないということになると思います。一般の人から見たら、窓口もちゃんとあってやっている。でも、何も事例がないからここにハラスメントがないのだと片付けられてしまう危険性もあると思うのです。通常、ハラスメントの窓口というのは、非常にプライバシーも守られて安全なものでなければ窓口とは言えないと思うのです。それが担保されていない形でつくられているのが、ここに挙がっていた犬山市や浜田市の例ではないかなと思います。

他方、ここに例で挙がっていませんけれども、いろいろな事例を私も見て比較して、いづれ論文にまとめますけれども、狛江市は割といい事例ではないかなと思っています。もともと市長がハラスメントをしたということをつきつけに、持ち込む相手は、加害者としては議員とか首長さんを想定されていて、被害者が職員ということ割と想定しているのですが、議員が被害者だったとしても排除しない仕組みにはなっていると思うのです。第三者的な恒常的な相談窓口は、委員会があつてそこに持っていけるのです。でも、今の犬山市とか浜田市の例は、まず議長に言って、そこから委員会が立ち上がるので、非常に恣意的なものになりかねない。これではハラスメント規定としてふさわしいとまらないやり方なのではないかなと。少なくとも、この文面を見る限りはそのように受け止めました。

なので、内閣府の中で取り上げられるというのは、お墨つきを得て、これでいいのだということになって、モデルケースとしていろいろな議会で作られるということを考えますと、かなり慎重に扱うべきではないかなと考えます。

以上です。

○大山座長 大変いい御意見をいただいたかと思えます。

私もこの前地方制度調査会で言ってしまったのですけれども、なかなか内部機関では難しいところがあるので、その辺も慎重に考えられた方がいいかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今のお話だと、狛江市の方でせっかくいいものがあるのだったらそちらを取り上げて、解説のところでも第三者的なところが活かされているみたいに書いておけば、そういうふうにしなくてはいけないのではないかという意思表示になるかもしれません。

ほかの方、事例集についていかがでしょうか。

では、中北構成員、どうぞ。

○中北構成員 私も不案内なので、このぐらいしかないのかなと思うところなのですけれども、4つ目の両立支援がほとんど授乳とか偏っていて、両立支援にしてはかなり狭いかなという印象があるのですが、ほかに事例がないのかということと、ほかのことについて言うと、都道府県と市町村とがあるのですけれども、ここは都道府県の事例がないので、もし可能であれば都道府県の事例があるといいかなと。ないものねだりかもしれません。事務局はかなり苦労して集めておられたというのは承知しておりますけれども、確認させていただければと思います。

○大山座長 ありがとうございます。

都道府県レベルだとどういうものがあるかというのは、例えば議長会なども把握されているのかもしれないなと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

私、個人的には女性議会というのはあまり好きではないのですけれども、女性議会が要らなくなるような世の中に早くしたいと思っているので、いい事例と言われるとそうかなと思ってしまうところはありますけれども、過渡期的にはしようがないのかなという気もしています。

ほかにいかがでしょうか。

三浦構成員、どうぞ。

○三浦構成員 両立支援のところは、授乳が1つと、あとは視察のときに同伴できるかというのがあるのですけれども、それをきちんと定めたのは私も知らないのです。むしろ否定してしまった事例というのは知っていますが、女性で乳児を抱えている場合、あるいは障害者で介助の方が必要な場合に同伴できるという規定をつくるというのは一つあるのだと思うのです。もし内閣府さんの方で実際に乳児の同伴が認められた規定がありましたら、それを入れるといいのかなと思います。

あと、先ほど濱田さんからありましたけれども、産前6週、産前8週は内閣府さんの調査でも約7割の議会に既に規定が設けられているということではありますが、逆に言うと、まだやっていない議会も残っているということなので、そこも事例の中に入れてもいいのかなとは思っています。

それから、ここは、環境という意味では入れ出すといっぱいありますね。通称利用も認められているのですけれども、個別判断になっているので、もし調査で何割の議会では通称使用ができるとかありましたら、それを入れたり、それは明文規定を置いているところと置いていないところがありますので、明文規定を置いている議会の事例を何か一つ出してでもいいのかなと思います。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

いろいろ御意見が出て、ごもっともな感じですがけれども、ほかにはいかがでしょうか。

本当は、これは駄目な事例とかつくりたいような感じがしますけれども、それはできないので、突出していいところといっても関係ないようになってしまうことがあるので、大方のこんなたくさんところが認めていますみたいな話も幾つか載せられると確かにいいかもしれないと今伺っていて思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○濱田構成員 両立支援にひっかかるかは分からないのですけれども、やはり女性議員の多くが住所の公開をしたくないとすごくおっしゃっていったって、去年、市議会でも住所の公開をしないように努めるみたいな形で、強制ではないのですが、総務省からそういう通達が出ていると思います。女性議員さんから使わなくていい市議会はどこですかと聞かれたりするのです。その取組をしているところの事例を基に自分のところでも提案したいみたいなことを言われたりして、この前も、去年だと思えるのですけれども、鎌倉の女性議員さんが頑張ってそういう形で提案をしたりしていたので、両立という意味では、女性がお子さんがいながら、シングルマザーの方とかもすごく困っていますし、あとは男性議員でも出馬をするときに自分の妻とか子供がいる住所を公開するのはすごく怖いという話を伺ったりするので、そこら辺も対応できますよという議会を出していくのはすごくいいのではないかなと思いました。

あと、三浦先生から議長が相談窓口の場合、懸念がというお話でしたが、私は数件ですが議長からのハラスメントというのも実は聞いたことがあって、やはり言えないみたいに、あとは最大会派の中に入っている人からという話も聞いたりするので、確かにそういう場合はすごく相談しにくい状況下なのかなと想像します。

あと一点、これは私もまだ詳しく内容は知らないのですけれども、福岡県議会とかも内部相談の窓口を設けるようになるみたいなことを福岡の議員さんがこの前おっしゃっていたので、もうできたかもしれないのですけれども、そこら辺も、いろいろなところが窓口を設けているのだなということが伝わればいいかなと思いました。内容はまだ詳しくは知らないのですが、掲載できるものか分かりませんが、以上になります。

○大山座長 ありがとうございます。

やはり議長に相談というのが推奨事例になってしまうのはちょっと困るかなという気は

私もします。

ほかに何か。

では、小田構成員、どうぞ。

○小田構成員 毎回目的とはと聞いてしまってすみません。この取組の目的次第だと思うのですけれども、これは毎年ブラッシュアップして更新していく予定がもしあるのであれば、例えばそういった事例について求める窓口みたいな連絡先を書いておいていただけると、それぞれの地方議員なり議会の方で連絡できるかなというのが一点ございますので、常に最新の優良事例を集めていくということも一つあるのではないかと思います。

もう一つが、これを取り組んでいく中で、先ほど濱田構成員からも住所の非公開の実績みたいなのがというお話がございましたけれども、それと同様に、例えば今回のこの教材を使った議会はどこかといったところも実績として載せていけると非常に効果的なのではないかと思いますので、その辺も御検討いただけると大変ありがたいなと思います。

以上です。

○大山座長 では、これは局長さんからコメントをいただけますか。

○林局長 まず事例集につきましては、私ども、今回作ってみて、世の中の反応を見ながら今後どうしていくか検討しようと思っております。確かにおっしゃるとおり、この取組が広がってくれば、さらにアップデートして、それをまたさらに広げていくというのもあるかなと思えました。

もう一つ、今回の教材を使った研修は絶対にフォローアップしようと思っております。ちゃんとどこが使ったかということ、もちろんもっと別の教材を使いましたということも出るかもしれませんが、私どもが知る限り、これだけの素晴らしい先生方に集まっていた教材を作っているのは私どもだけだと確信しておりますので、ぜひこの教材を使っていただくということでやりたいと思っております。フォローアップしたいと思います。

○大山座長 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

かなり御意見も出尽くしてしまった感じがありますでしょうか。ですが、改めて元に戻っても結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

太田構成員、何かありますか。

○太田構成員 私も、この研修教材はちょっと暗い終わり方なので、何か光明が見いだせるような工夫をしてはどうかということは提案したのです。こういうようなやり取りの方がクールですよみたいな小窓みたいなものを作って、そこで流すみたいなことも提案して、こういうやり方で切り換えていきたいと思いますというようなものを表示してはどうかということも提案したのですが、そこは高みを目指し過ぎる、研究がまだそこまで進んでいないので、今回はこういう形にしましょうというリアクションでございました。それはそうかなとは思っています。

終わり方があまりに陰惨な感じであるけれども、例えば謝罪に追い込まれたみたいなこ

とをナレーションでやるよりは、そこを画像化して、こんな変なことになってしまいましたとか、あるいは、議会は混乱の極みに達して、住民たちからはそっぽを向かれているみたいな新聞記事を作り込んで流すとか、そんな感じで陰惨な中にも成敗されたみたいなどころで、こんな羽目になってしまいますよ、駄目ですよみたいな感じで持っていくのも一つの手かなというような気はいたします。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

これも悩ましいところなのですけれども、あまりそういうものを強調すると自分たちがいじめられているみたいになってしまうことがあるので、そこは要注意かなという感じがします。

三浦構成員、どうぞ。

○三浦構成員 ありがとうございます。

最後のエンディングはいろいろなパターンがあると思うのですが、ハラスメントが取り沙汰されて住民あるいはメディアが騒いでというのはあまりリアリティーを感じない気がして、もちろん今まで騒ぐことはありましたけれども、よっぽど強い証拠があったセクハラで辞任された首長さんとかはいますが、名誉毀損だと言って戦い出す人もいます。加害者の側は最大会派だったりして力を持っていて、同じ町の中でも支援者が多いわけです。それで、被害者の側の方の支援者が騒いだと言っても、数でその町の中で負けているという状況なので、よほどのケースではないとこうならない。セクハラで分かりやすいケースで首長が何かして、裁判になりそうなケースだと分かるのですが、このケースだとリアリティーがどうなのかなという気はしました。

他方、見た側からすると、こんなにひどい目に遭うというのを知らせることが必要と同時に、どうすればよかったのかなというヒントも必要だろうと思うのです。内閣府の方も使っていらっしゃるかもしれないのですが、「セクハラ防止マニュアル」という議会のための本があるのですけれども、そこでも非があった場合には速やかに謝罪すると書いてあって、加害者向けに申し立てられた場合にどうすればいいのかというと、速やかに謝罪した方が傷が浅い、解決できるのだというメッセージもあってもいいのかなと思うのです。だから、何らかの形でハラスメントがあったと言われて、加害者側が非常に不名誉な形になって、場合によっては徹底抗戦するようなシナリオよりかは、無意識だったので気がついて謝ったというストーリーを出して、むしろ謝った方が名誉ある行為だと思わせるということも仕掛けとしてはあっていいのかなと思いました。

○大山座長 ありがとうございます。

ほかの方、エンディングについてのアイデアはいかがでしょうか。

今回はむしろ加害者になりそうな方々に向けて、そうならないようにするための研修だと思うので、被害者の側に元気を出してもらうのは別途考えるということだと思うのです。加害者の側の気づきとしてどういうエンディングがいいかということかなと思います。

小田構成員、どうぞ。

○小田構成員 議員がハラスメントを受けているという話を世間一般が受け止めると、議員は基本的に強者だと思われているので、強者がハラスメントを受けていることについて、多くの人はそこに心はあまり動かされないのです。ただ一方で、議会の中での組織構造とか対立関係、力関係の中でハラスメントが起こっているというところについては、きちんと理解して行ってほしいなというのはあるのですが、そこをどこで伝えるかというのは非常に難しいし、議員がハラスメントを受けていますと言って、世間がそれをかわいそうだねと思ってくれないというベースラインがあると思っています。

それと、実際のハラスメントは本当に陰惨な例が多くて、心を壊す人間はたくさんおりますし、私も生まれて初めてこんな悪意を人にぶつけられるのだとか、あり得ないような人権侵害のようなことは周りに普通に転がっているのです。それが日常です。ですので、そこをどこまで表現するのかというのはすごく悩ましいのですけれども、実際はそうなので、これを見た当事者がそんな悲惨なことなのだと思うかということも、もっと悲惨なので大丈夫かなという気がしますと一言だけお伝えしておきます。

以上です。

○大山座長 ありがとうございます。

今、伺っていて思ったのですけれども、実は議員さんを支持した人たちの意見も反映されなくなっているわけだから、女性議員に入れた方たちも被害者だと思いますが、そこまで話を広げるとあれでしょうけれども、だから、こんなにひどいことなのだとすることをまずは出す方がいいのかもしれないです。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○三浦構成員 小田さんに質問なのですけれども、7の例はもっと陰湿なせりふにする工夫の余地があるのかなと思うのですが、濱田さんも含めて、この7をもっと悲惨な事例に近づけるとすると、どういうシナリオというかセリフがあり得ますか。

○濱田構成員 結構伺うパターンとして、ほかの人に見えないところでやるというのはすごくシチュエーションとしてあるあるかなと思います。ふだんはすごくリベラルな発言をしているとか、人権が大事だと言っているような人が個室の中に呼んで、すごくパワハラ的な行動をされたというケースが多いので、シチュエーションは、映像の中で個室とか会派の誰もいないところで2人だけ呼び出されてとかという感じだとよりリアルなのかなと今ぱっと聞いて思いました。

○大山座長 小田さん、いかがですか。

○小田構成員 まさに個室に呼び出されるケースがすごく多くて、人に見えないところで恫喝や長時間拘束というケースはよくあります。もう一つは、例えば議会の中で何か反論をした議員が3人いたとして、1人の女性議員だけが攻撃されるとかというケースも結構ございまして、非常に理不尽だなというところはそういうところであるかなと思います。

○大山座長 確かに同じことを言っていたのに何で私にだけ文句を言ってくるのということとはよくある話なので、なかなか難しいとは思いますがけれども、そういうものも入れられたらいいのかもしれないですね。

○三浦構成員 今の話を伺うと、7はちょっとやり取りして、AとBは追い出されてしまった。短時間で短気なCがA、Bを追い出したみたいに見えるので、ナレーションなのか、見せ方なのか、すごく長時間拘束されて、水を飲みにもトイレにも行けないまま拘束されていたということが分かるような背景だったり、ちょっとしたナレーションだったり、出てきた俳優さんがへとへとになっているとか、迫真の演技だったり、そういうところでそういうものを表すといいのかなと思いました。

○大山座長 前にもお話が出ましたが、身の危険を感じるとか、そういうようなものが映像を見た方からも感じられるといいかなと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○濱田構成員 どこに入れるべきかは今思いつかないのですが、議会内でいじめを受けている女性議員の一つのきっかけとして、SNSで発信している方、特に若い女性議員とかだとすごく使いこなしている方が多いので、議会の様子とかこういうことを発言で言いましたみたいなことを発信すると、それを物すごく怒られるみたいなことが、相手は全然そういうSNSとかを使っていないので、逆に自分たちの発言を拡散されると怖いということで、不必要にSNSとかでの発信、メディアなども含めて、発信についてかなり敏感に、こういう恫喝につながるというところがよく聞く話でもあるので、今、セリフはぱっと思いつかないのですが、この発言の中で何かそういうものもあるとよりリアルなのかなと思いましたが、小田さん、どうでしょうか。

○小田構成員 SNSで普通に議会の内容や賛否について発信しただけで呼び出されて、非常にそれは不適切であるという形で攻撃されるケースはありますし、それで懲罰まで行くケースも結構あります。なので、これは難しいのでしょうか、SNSの発信はどこまでというのは、本当はこういうものは大丈夫だとか、それはやり過ぎだというのが出せると、守れる一つにはなるかなというのはあります。

○濱田構成員 SNSもすごく典型的ですし、議会だより一つとっても言うとか書くなとか、たくさんあるのです。今回の内閣府さんの調査は、ハラスメントの事例で集められたので、そういうものあまり来ないと思うのですが、いじめとか発言が制限される、活動が制限されることはありませんかという、すごくたくさん集まると思います。私がやっている調査でもそれが一つの類型としてあるのです。だから、それまで入れるかどうか。女性が多いかどうかというのは分からないのですが、ただ、女性の場合、大会派ではなく一人会派の人も多く、市民的な感覚で入っていく人が多いので、より積極的に発信しようというタイプの女性が多い。そういう人たちが守旧派の人たちからそんなことはやるなど言われて発言を制限されたりいじめられるというのは典型的なケースとしてあると思います。

○林局長 ありがとうございます。

ここの事例7は私どももすごく悩んだところでありまして、まさにリアルに寄せられた事例から取ってくるということでやったということが一つと、特に野田大臣とも議論した際に、本当に普通の地方議員の方、あまり今まで女性参画がどうかハラスメントなどにあまり関心のないような地方議員の方がご覧になっても、いや、これはやはりいかんよなと思うぐらいの感じがいいのではないかということで、かなり面と向かって人前で人格攻撃をする。これはさすがに誰が見てもいかんよなという感じでまずはやってみようよということになったという経緯はございます。

今回これを作ってみて思いましたのは、まずは初級編という感じで作り、さらに、先ほど太田先生からもありましたように、そういうときにはこうやって切り返しましょうという上級編もあったらいいと思いますし、また、新たないろいろなSNSによる課題など、さらに中級編というか上級編というものをどんどん作っていかないといけないと思っております。今回は本当にベースのところ、さすがにこれはやめようよというところで作るというのが基本ラインかなと思っております、そこは大臣からも、そうしないと、これもハラスメントなのかという反発が出てきてしまうので、そこは避けたいと思っております。

中級編、上級編も考えていきたいと思っておりますので、そのときはぜひお知恵をいただければと思います。

○大山座長 力強いお言葉をありがとうございます。

本当におっしゃるとおりで、謝罪させたらいいとかいろいろあるのですけれども、そうすると、あんなことで謝罪させられるなんてかわいそうではないかみたいに思う人は絶対にいるのです。だから、まずはこれはひどいでしょうとおじさんたちも納得してくださるような感じで作った方がいいのかなと私も思います。

ほかにいかがですか。

どうぞ。

○林局長 事例集についても御示唆をありがとうございます。

確かに両立支援は授乳室ばかりというのはおっしゃるとおりでありまして、これは私どもも見直したいと思っております。去年、産前産後の休業につきまして、議会の標準規則を三議長会にそれぞれ改正していただきまして、それに基づいてそれぞれの議会で改正していただいたのを私どもの方で調査したら、産前産後の休業、産前6、産後8週間というのをしっかり決めてくださったところが非常に増えました。それは本当にありがたいことだと思っております。また、母体保護のためにも当然のことだと私どもは思っておりますので、この動きがちゃんと100%に広がるように、これからも三議長会をはじめ、関係の方々をお願いをしてやってきたいと思っております。こうしたことは今やデフォルトで普通のことだという感じで取組事例集の中にうまく載せられたらと思っております。

また、通称の使用の話もよく議論になるポイントでございます。私どもの方でも、一応

調査はしておりますので、そこでうまく載せられるような形できちんと処理して、載せられそうだったら載せることを検討したいと思います。かなりいろいろばらつきはあるようなのですが、通称の使用はきちんとできるようにというのが基本のラインとして総務省でも周知しているところであります。

○大山座長 ありがとうございます。

本当に三議長会で随分いろいろ取り組んでいらして、それが議員さんたちに浸透しているかという、必ずしもそうではないのではないかなという気もしているのですけれども、だから、こういうところから議長会の取組が見られるようにしておくのもいいかと思いますが、福田構成員、どうですか。御迷惑かしら。リンクとかを作ってもいいですか。

○福田構成員 大丈夫だと思います。

○大山座長 三浦構成員、お手が挙がっていましたのでお願いします。

○三浦構成員 両立支援でもっと入れるのであれば、一つは、就労証明がなかなか取れないという問題が挙がっていますので、保育園に入れたいときに、待機児童が発生している自治体ですとポイント制などを取られていると思うのですけれども、就労証明を出している議会があるかどうかを調べないといけないのですが、多くの場合、議会開催中は仕事があるけれども、そうではない間は仕事していないかのような就労証明書になってしまい、ポイントが低くなって保育園に入れられない問題が起きていますので、何か先行事例がありましたら、それがあると助かる議員さんはかなりいるのではないかなと思います。

あと、休業に関しては、育休だけでなく看護と配偶者出産と介護と4点セットでそろえられていると思うので、もしデータを出されるのであれば4点で出されるのがいいかなと思います。

○大山座長 今回の就労証明の話は、女性議員ではなくても男性でもずっと働いているのだぞとおっしゃる方は結構多くて、地方議員の仕事を認めなさいみたいな話はずっと別な話としてあるのです。だから、その辺も考えていかななくてはいけないのかもしれない。

ほかに付け加えて何かありますでしょうか。どうですか。

まだおいでになる予定の方もいらっしゃるのですが、そろそろ御意見は出尽くしたようですので、いろいろ御意見をいただきまして、でも、大きな方向としては皆さん御意見が一致していると思いますので、これから細かいところは私と事務局とで検討させていただいて、できる限りよいものにしていただきたいと思いますけれども、後のことについては私と事務局に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

そういうことで、今日の検討会は終了ということにさせていただきますけれども、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○須藤調整官 本日、活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

ハラスメント防止研修教材、取組事例集について非常に具体的で様々な御意見をいただきました。本日の議論をできる限り反映させていただいて、また大山座長とも御相談させ

ていただきながら、本年春頃の完成に向けて取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○大山座長　タイトなスケジュールで大変だと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今日はこれまでとさせていただきます。

皆さん、お忙しいところありがとうございました。